京　都　大　学　高　圧　ガ　ス　製　造　施　設　危　害　予　防　規　程　新　旧　対　照　表

改　正　前	改　正　後
（前　略）	
	附　則（令和６年達示第８８号） この規程は、令和７年１月９日から施行し、令和５年６月２９日から適用する。
別表第１　製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類	別表第１　製造施設の名称、位置、主たる製造設備及び製造する高圧ガスの種類
第１表（法第５条第１項第１号の許可に係るもの）	第１表（法第５条第１項第１号の承認又は許可に係るもの）
（略）	（同　左）
第２表（法第５条第１項第２号の許可に係るもの）	第２表（法第５条第１項第２号の許可に係るもの）
（略）	（同　左）
（後　略）	